

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

平成 30 年度第 4 号
通 算 第 564 号
平成 30 年 10 月 22 日

尼崎市総務局
人事管理部給与課

—平成 31 年度向け合理化等について—

◎日時・場所

平成 30 年 9 月 26 日（水）午後 3 時 30 分～午後 5 時（しごと支援課会議室）

◎今回の交渉の主な目的

従前より、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 31 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

◎組合への提案

（提案メモ）平成 31 年度向け合理化について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 平成 31 年度向け合理化について

協議の要旨

当局から、平成 31 年度向け合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。提案項目は、次のとおり。

- 1 青少年センター（ユース交流センター）の管理運営業務の見直し（こども青少年本部事務局）
- 2 クリーンセンター廃棄物受入業務の一部の見直し（経済環境局）
- 3 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）
- 4 公園維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

組合の主張	当局の回答
<p>提案項目1について</p> <p>センターの管理運営業務について指定管理者制度を導入するとされているが、委託内容は管理運営業務のみか。</p>	<p>施設の日常的な管理運営のほか、青少年の居場所づくりを始めとする青少年健全育成事業や施設の利用許可、目的外使用料の徴収なども含めて委託することを考えており、それらを包含的に管理運営業務と記載しているものである。</p>
<p>委託料及び見直しによる効果額は。</p>	<p>現時点における概算としては、委託料はおおむね2,300万円、見直しによる効果額はおおむね850万円を見込んでいる。</p>
<p>人員については、正規職員▲4人とのことであるが、1人当たりの人件費単価はいくらか。</p>	<p>予算編成方針に基づき、1人当たり792万7千円を用いている。</p>
<p>青少年健全育成事業や施設の利用許可、目的外使用料の徴収などが含まれているにもかかわらず、その委託料の金額では低すぎるのではないか。</p>	<p>同時に施設が移転するため、現在、物件費を含めた効果額について精査を行っているところであり、先ほど申し上げた委託料は飽くまでも人件費相当分で見込概算額である。</p>
<p>施設移転に係る物件費は増額となると見込んでいるのか、それとも減額となると見込んでいるのか。</p>	<p>現在、精査中と聞いている。</p>
<p>ユース交流センターでは、どのような事業を行っていくのか。</p>	<p>これまで、青少年センターでは、青少年の健全育成を目的とする各種事業を実施してきたが、利用者が小学生中心であったり、事業内容や来館者層が専門的な支援を必要としない健全な青少年である場合が多いなど、施策の対象や効果も限定的なものにとどまる傾向があった。</p> <p>そのため、新たな拠点施設においては、中学生や高校生といった年代向けの取組を拡充し、ユースワークの視点を取り入れた青少年の居場所づくりを始めとする健全育成施策に取り組んでいくと聞いている。</p>
<p>委託先は決まっているのか。</p>	<p>現時点では決まっていないが、青少年支援を取り扱うNPO法人数社が興味を示していると聞いている。</p>
<p>これらの業務は、業務執行体制見直し検討会議においてどのように分類されたのか。</p>	<p>今回の提案項目は、基本的に「アウトソーシング導入に向けた具体的な検討を行うもの」と分類されたものであるが、詳細は確認しておく。</p>

施設の移転によって、立地上利用しづらくなるといった声も聞いているが、あまがさき・ひと咲きプラザ内に移転することについて、市民アンケートは実施したのか。	原局に確認しておく。
実施時期について、なぜ10月1日なのか。	新たに事業を拡大することから、時間を要したものとする。
実施時期に合わせて、10月1日に人事異動するというのか。	人事異動を行うかどうかについては、別途判断していく。
現在の青少年センターにおいては、洋式トイレがないため、ユース交流センターとして移転する際には洋式トイレを設けていただきたい。	意見として原局に伝えておく。
提案項目2について どういった業務の見直しで、どの人員が減となるのか。	搬入ごみを展開するためのショベルローダー運搬業務の委託により短時間勤務職員▲1人、持込みごみを第2工場に集約すると同時に第2工場及び資源リサイクルセンターの業務全体を見直すことにより正規職員▲1人及び短時間勤務職員▲1人と聞いている。
ショベルローダーの運転業務は、現在、短時間勤務職員でなく正規職員が担っていると認識しているが。	原局に確認しておく。
委託料及び見直しによる効果額は。	委託料はおおむね1,500万円、見直しによる効果額はおおむね15万円を見込んでいる。
合理化を進めていくことで、災害時の対応が困難になるのではないかと。	業務委託を行う際には、災害時の対応も含めて検討することとしている。
先日の台風発生時には、交通手段がなく出勤できなかった職員が多くいたと聞いている。公務員である職員ですら出勤できないような非常時に、委託業者が出勤できると思えない。業務委託を行う前には、本当に業者に任せられるかどうかを検証していただくように原局には伝えていただきたい。	了解した。
提案項目3・4について 委託料及び見直しによる効果額は。	提案項目3と4のどちらも、委託料はおおむね2,700万円、見直しによる効果額はおおむね60万円を見込んでいる。

これらの提案項目に係る委託料及び効果額の算定結果については、納得できるものではない。現在、技能労務職員により年間相当な件数に対応しているのに、この程度の金額で委託できると考えているのか。	年間の対応件数の内、多くは緊急性の低い案件であることなども踏まえ、検討していると聞いている。
適正な見積もりをとれば、効果額は見込めないはずである。	現在も精査している段階であるが、例えば緊急性が低い案件については、場所が近いものをまとめて発注するとか、道路と公園を合わせて待機委託するなどの工夫も考えていると聞いている。
道路も公園も過去に2度業務委託を行っているが、地方自治法を踏まえ「最小の経費で最大の効果」を目指すなら直営の方がいいのでは。今回の委託も結論ありきではないか。	平成16・22年度にもアウトソーシングの取組を進めてきたが、今般の取組とは社会経済情勢や本市財政状況など、背景は異なるものである。現在の方向性は、より効率的な執行体制の構築を目指すというものであり、財政効果だけを見定めたものではない。
提案メモには「効率的」という表現があるが、当局の考える「効率的」とは。	超少子高齢社会が進んでいく中で、現在職員が担っている業務の全てを今後も職員が担い続けることは困難であるため、委託できるものは業者に委託していき、直営で職員が担うべきものを職員が担っていくべきであり、そういった意味で効率的という表現を用いている。
とにかく、引き続き支部で詳細を詰めていくにしても、もっと明確な根拠を示してもらわないと話にならない。	今後の支部協議においてもできる限り明確に説明できるようにすることが望ましく、そのように原局に働きかけていきたいと考えている。

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

2 その他

組合の主張	当局の回答
<p>台風発生時の避難所について</p> <p>先日の台風発生時に開設された避難所は、事前の電話予約が必要であったと聞いている。非常時には電話を使えない市民もいると思われるので、こういった体制は見直すべきである。また、各避難所に発電機とスポットクーラーを置いていただきたい。</p>	<p>意見として原局に伝えておく。</p>

<p>現在、市が保有している発電機の数を知っていただきたい。</p>	<p>原局に確認しておく。</p>
<p>学校現場における人事評価について</p> <p>学校現場においては、未だ目標設定面談や評価者面談が実施されていない。また、人事評価制度に係るアンケートについても、面談を実施していないにもかかわらず、実施したとして回答している者もいる。こういった現状を改善していただきたい。</p>	<p>現在においても学校長に対して評価者研修を実施するなどして適正な人事評価を実施できるよう努めているところであり、引き続き取り組んでいく。</p>
<p>産業医面談について</p> <p>産業医面談について、現在予約を取ろうとしても2か月待ちの状況である。産業医の数を増やすなどして、すぐに面談できるよう改善していただきたい。</p>	<p>意見として受け止めておく。</p>
<p>選挙業務の事務従事について</p> <p>投票所の投票管理者について、近年では課長補佐級以下の職員が担っていることが多くなっているが、課長級以上の職員に担わせるべきではないのか。</p>	<p>投票所の投票管理者については、できる限り役職者を充てるよう努めていく。</p>
<p>来年7月の参議院議員選挙では、時期的にかなり暑くなることを見込まれることから、スポットクーラーを置く等の暑さ対策をするよう原局に伝えていただきたい。</p>	<p>了解した。</p>

以上
(給与課)

平成 31 年度向け合理化について（メモ）

H30. 9. 26

1 青少年センター（ユース交流センター）の管理運営業務の見直し（こども青少年本部事務局）

(1) 目的

青少年センター（ユース交流センター）の管理運営業務について、民間活力を導入し、多様化する青少年ニーズへの対応とサービスの質の向上を図るとともに、施設の効果的・効率的な管理運営を図る。

(2) 実施内容

青少年センター（ユース交流センター）が平成 31 年度に「あまがさき・ひと咲きプラザ」内に移転することに合わせ、センターの管理運営に指定管理者制度を導入する。

(3) 実施時期

平成 31 年 10 月 1 日（予定）

(4) 人員

正規職員 ▲ 4 人

※ 削減人員の一部は青少年施策の拡充に向けた体制整備に活用する予定

2 クリーンセンター廃棄物受入業務の一部の見直し（経済環境局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、ショベルローダ運転管理及び持込みごみの受入体制を見直し、クリーンセンターにおける廃棄物受入業務の効率化を図る。

(2) 実施内容

ショベルローダ運転管理及び煙突ヤード管理について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 ▲ 1 人

短時間勤務職員 ▲ 2 人

3 道路橋りょう維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、道路橋りょう維持管理業務の一部について効率化を図る。

(2) 実施内容

現在直営で実施している市内道路の舗装及び道路付属設備施設の補修や緊急対応

等の一部について業務委託を行う。

なお、休日夜間などの時間外の対応については、道路関連のほか、公園、街路樹等も含め、待機や緊急措置の業務委託を行い効率的に対処を行う予定。

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 ▲ 3 人

短時間勤務職員 ▲ 1 人

4 公園維持管理業務の一部の見直し（都市整備局）

(1) 目的

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、公園維持管理業務の一部について効率化を図る。

(2) 実施内容

現在直営で実施している市内公園の清掃、除草、樹木剪定、遊具の補修、街路樹の維持管理等の業務の一部について業務委託を行う。

なお、休日夜間などの時間外の対応については、道路維持管理業務と合わせて待機等の業務委託を行い一元化することで、効率的に対処を行う予定。

(3) 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 ▲ 3 人

短時間勤務職員 ▲ 1 人

以 上
(給与課)